

社会福祉施設整備に係る契約事務の基準

令和 4 年 5 月

愛 知 県 福 祉 局

社会福祉施設整備に係る契約事務の基準

第1 趣旨

この「社会福祉施設整備に係る契約事務の基準」（以下、「基準」という。）は、社会福祉法人等（市町村を除く。以下、「法人」という。）が行う社会福祉施設の整備に係る契約事務に関する遵守事項を定めたものである。

社会福祉施設の整備事業（補助事業）は、国及び愛知県等の公費により多額の補助金を受けて行うものであり、その執行の適正化が強く求められていることから、入札・契約に当たっては、愛知県の公共建築工事における入札・契約手続きに準拠した取扱いをすることとし、この基準の定め（この基準に定めのない事項については法人の定款及び経理規程）に従って事業を執行しなければならない。

ただし、この基準によりがたい特別の事情がある場合は、各種法令等の範囲内で、その理由及び契約事務の公正性及び妥当性が十分に担保できる他の方法について理事会において十分審議し、その記録を詳細に残した場合に限り、その方法を探ることができる。

なお、社会福祉施設の整備事業に係る契約事務がこの基準の定めによらず不正に行われていた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されることがある。

第2 契約までの手続き

1 契約方法

(1) 施設の創設、改築工事に係る入札・契約手続きは次表の区分に基づき実施すること。

設計金額	建築工事及び建築設備等工事
1,000万円以下	随意契約、制限付き一般競争入札又は指名競争入札
1,000万円超 5,000万円未満	制限付き一般競争入札、指名競争入札又は総合評価落札方式一般競争入札
5,000万円以上	制限付き一般競争入札又は総合評価落札方式一般競争入札

(注) 金額については税込みとすること。以降の金額も全て同じく税込みとすること。

(参考)

「制限付き一般競争入札」

公告により、一定の資格（最小限の条件設定）を有する不特定多数の者を競争に参加させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方式。

「指名競争入札」

資力・信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで競争に参加させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方式。

「総合評価落札方式一般競争入札」

価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式。

総合評価落札方式を行う場合は「愛知県建設局・都市・交通局・建築局総合評価落札方式（建設工事）試行要領」及び「愛知県建設局・都市・交通局・建築局総合評価落札方式（建設工事）の運用ガイドライン」を参考に法人において適切な評価基準を設けること。

(2) 制限付き一般競争入札及び総合評価落札方式一般競争入札を行う場合の、工事1件当たりの入札参加可能者数等は、次表の区分によること。

等級	一般建築工事		建築設備等工事	
	発注基準	入札参加可能者数	発注基準	入札参加可能者数
A	1億5,000万円以上	概ね 20者以上	5,000万円以上	概ね 20者以上
B	2,000万円以上 3億円未満		7,000万円未満	
C	1億円未満		2,500万円未満	
D	2,000万円未満		-	

(注) 「等級」とは愛知県建設局が設定した工事発注等級

(3) 指名競争入札を行う場合の、工事1件当たりの指名業者数等は、次表の区分によること。

等級	一般建築工事		建築設備等工事	
	発注基準	指名業者数	発注基準	指名業者数
A	3億円以上	18者以上	7,000万円以上	12者以上
B	1億円以上 3億円未満	13者以上	2,500万円以上7000万円未満	9者以上
C	2,000万円以上1億円未満	10者以上	1,000万円以上2500万円未満	8者以上
D	2,000万円未満	8者以上	1,000万円未満	7者以上

(注1)「等級」とは愛知県建設局が設定した工事発注等級

(注2) 必要がある場合は、1等級上位若しくは1等級下位の業者の中から選定できる。

(注3) 次の各号に該当するときは、2等級以上上位の等級の業者を選定できる。

- ア 災害復旧工事等で緊急又は短期間で完了する必要があるとき。
- イ 地理的条件を勘案して業者を選定する必要があるとき。
- ウ 特定の機械又は技術を必要とするとき。
- エ 特異な工事のとき。

(4) 設計・監理業務委託については、下記のとおりとすること。

- ア 法人における過去の実績のみで決定することのないようにすること。
- イ 契約方法が随意契約の場合の委託業者は、理事会において決定すること。
- ウ 原則として愛知県建設局の「入札参加資格者名簿」に登録されている者から選定すること。
- エ 設計業者が決定した時は、理事会の議事録等を添えて県に届出すること。(様式1)
- オ 内示前に行われた契約は補助対象にならないので、補助対象外業務(内示前)と補助対象業務(内示後)に分けて契約をすること。

2 契約事務

(1) 工事費の積算

工事費の積算は、公共建築工事費積算基準に基づき積算することとし、積算単価は、「建設物価」「積算資料」等の刊行物単価を採用し、これによりがたい場合には、3者以上から参考見積を徴した上で決定すること。また、積算内訳書には積算の根拠を明示すること。

(2) 入札参加資格の決定

- ア 入札に参加する業者に必要な資格は、理事会で決定すること。
 なお、法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族(6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族)が役員に就いている業者などが入札に参加等する場合における理事会等については、関係する理事は議決に参加しないようにすること。
- イ 入札・契約事務の公正を確保するため、設計業者と請負業者の分離を徹底し、設計業者と資本・人事面で関係のある請負業者を原則入札参加業者として選定しないものとする。

○入札参加資格として設定すべき要件

- ・当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有すること。
- ・愛知県建設局の「入札参加資格者名簿」に登載されており、入札参加業者募集の公告の日から入札を実施する日までの期間において、建設業法に基づく営業停止、「愛知県建設工事請負業者選定要領」に基づく指名停止又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

○入札参加資格として設定することが適当な要件の例

- ・過去に、社会福祉施設等の建設に伴う不正又はこれらに類する行為等に関与しておらず、入札参加業者として適当であると認められる者であること
- ・入札参加業者の実績や従業者数、資本の額その他の経営規模及び状況に関する要件
(例 資本金〇〇円以上、従業者数〇〇名以上 等)
- ・入札参加業者の事業所の所在地に関する要件
(例 〇〇県事務所管内に主たる事務所(支店)を有している 等。ただし、1市町村の区域内に限るなど、狭すぎる範囲を設定することは好ましくない。)
- ・入札参加業者の社会福祉施設の整備に係る工事についての経験及び工事を完工できる能力の有無に関する条件
(例 過去〇年以内において同規模の社会福祉施設の建築工事を受注し、完全に履行した経歴を有する者、建築一式工事に係る経営事項審査の結果の総合評点〇〇点以上の者 等)

(3) 入札参加業者の募集・公告

ア 制限付き一般競争入札を行うに当たっては、公告事項を定めて、入札に参加する業者を募集するための公告を行うとともに、当該入札において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を実施する旨を周知すること。

イ 公告事項及び公告の方法は、理事会において決定すること。

ウ 決定した公告事項等は、理事会の議事録を添えて県に届け出ること。(様式2)

○公告事項

- ・入札に付する事項(工事名、工事場所、工事の概要、予定価格等)
- ・入札者に必要な資格に関する事項
- ・契約条項を示す場所及び日時
- ・入札執行の場所及び日時
- ・入札保証金に関する事項
- ・契約書の作成の要否
- ・入札の無効に関する事項
- ・当該入札が電子入札である場合はその旨
- ・その他必要な事項(一括下請の禁止等)

○公告方法

- ・新聞紙面、法人の事務所玄関前への掲示、インターネットの利用(他の方法と併用する場合に限る)その他適当な方法により入札の公告を行い、できるだけ多数の入札参加者を得るよう配慮すること。

○公告時期及び公告期間

- ・入札期日(入札参加が可能な最終日)の前日から起算して少なくとも10日前までに入札の公告を行うこと。

(4) 入札参加資格の審査・決定

ア 入札参加業者を決定する前に、「入札参加予定業者名簿（案）」（様式 3）を県に届出すること。（ファクシミリで可）

提出された入札参加予定業者について、不適切な点があれば県は法人に助言を行う。

イ 入札参加業者は、資格審査を行った上で、理事会で決定すること。

ウ 制限付き一般競争入札参加申込業者のうち入札参加資格に適合する者は、すべて入札参加業者として決定すること。

ただし、2 者以上を入札参加者として選定できない場合は、資格要件又は設計内容を変更し、再募集を行うこと。

エ 決定した入札参加業者については、理事会の議事録を添えて県に届け出ること。（様式 4）

(5) 予定価格等の決定

ア 予定価格及び基準価格（失格判断基準となる価格等）又は最低制限価格は法人において決定すること。

イ 基準価格（失格判断基準となる価格等）又は最低制限価格は、入札までの間、公表しないこと。

○低入札価格調査制度（最低制限価格制度の対象工事以外の工事の入札に適用する。）

- ・ 申込みに係る価格が、予定価格に次項に基づき算定された割合を乗じて得た額（以下「基準価格」という。）に満たない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるため、低入札価格調査制度を実施する。

○基準価格の算定

- ・ 予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 9.2 を超える場合にあっては 10 分の 9.2 とし、10 分の 7.5 に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 とする。

- 一 直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- 二 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- 三 直接工事費の額に 10 分の 1 を乗じて得た額と現場管理費の合計額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- 四 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

○低入札価格調査制度における失格判断基準（総合評価落札方式の場合は金額に関わらず低入札価格調査制度を実施する）

- ・ 失格判断基準は、基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される基準を言うものとし、次に掲げるいずれかに該当する入札は失格とする。

低入札価格調査制度を適用する全ての工事を実施するものとする。

- 一 入札価格の積算内訳である直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額に 10 分の 9 を乗じて得た額未満である場合
- 二 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合
- 三 入札価格の積算内訳である直接工事費の額に 10 分の 1 を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 1 を乗じて得た額と現場管理費の合計額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合
- 四 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額未満である場合

○最低制限価格（予定価格が 2 億円未満の工事を対象に実施する。）

- ・ 低入札価格調査制度を実施しない請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設ける。最低制限価格は、低入札価格調査制度における基準価格の算出と同様とし、最低制限価格を下回った入札は失格とする。

○予定価格の事前公表

- ・ 予定価格の事前公表は競争入札に付する全ての建設工事に適用する。
- ・ 入札回数は 1 回とし、再入札は行わない。また第 1 回目の入札が不調であった場合は、指名替えをするか廃案にするものとし、随意契約は行わない。なお、一般競争入札においては、再度、入札参加希望者を募集するものとする。

(6) 入札参加業者に対する通知

ア 理事会の議決をもって入札参加業者を決定した後、各入札参加業者に対し、入札参加業者に決定した旨を書面により通知すること。

イ アの通知にあわせ、各入札参加業者に**予定価格**及び**低入札価格調査制度**（失格判断基準の設定）又は**最低制限価格制度**を実施する旨を通知するとともに、法人の事務所において閲覧に供すること。

(7) 入札参加業者への説明

ア 談合を防止するため、各入札参加者を一堂に集めての現場説明会は行わず、個別に「設計図書」（金額を除いたもの）等を交付し、工事概要等を説明すること。

イ 入札参加業者に対する工事概要等の説明事項は、理事会の議決をもって決定すること。

ウ 入札参加業者からの質疑等は、書面で受け付けることとし、それに対する回答はすべての入札参加業者に周知すること。

○説明事項

- ・ 工事の名称、場所、概要、工期等
- ・ 設計図書
- ・ 入札を実施する日時及び場所
- ・ 入札に関する条件

※ 入札の当日に、入札参加業者から入札書のほか、入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書（**別紙様式例**）を提出させる旨指示しておくこと。

※ 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払い保証のために、

i 契約保証金の納付

ii 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

iii この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

iv この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

v この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結及び前払金を支払う場合は、保証事業会社の保証を付すことを入札条件に盛り込むことが適当であること。

・ 契約の内容

・ その他必要な事項

補助事業の概要（公費により建設されること）

請負業者等からの寄付金の受領禁止

工事費積算に算入してはならない項目（別に契約すべき工事に係るもの）等の指示

エ 下表に基づいて見積期間（設計図書の交付等から開札日まで）を設けること。

工事1件あたりの予定価格	見積期間	備考
500万円未満	1日以上	土曜・日曜・祝日を除くことが望ましい。
500万円以上5,000万円未満	10日以上(※)	
5,000万円以上	15日以上(※)	

※やむをえない事情があるときは、5日以内に限り期間を短縮することができる。

(8) 入札の実施

ア 入札を行う場合には、監事や、複数の理事（理事長を除く）及び評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある者」を除く。）を立ち合わせること。

イ 当該市町村の職員の立会いを求めることが適当である。

なお、県が必要と認めるときは、県の職員が立ち会うものとする。

ウ 設計委託業者等建築設計業務に精通した技術者の立会いを依頼すること。

エ あらかじめ作成された予定価格及び基準価格又は最低制限価格（失格判断基準を設定する場合にあってはその基準となる価格等）に関する調書を契約担当者が入札場所に持参すること。

オ 入札参加業者から入札参加通知書（写し）の提出を受けるとともに、代理人による入札の場合には委任状の提出を受け、入札参加業者の確認をしたうえ、入札に関する注意事項を説明し、次の手順により入札を行うこと。

(ア) 各入札参加業者から入札書及び入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書（**別紙様式例**）の提出を受け、開札と同時に内容をチェックする。

(イ) すべての入札参加業者による入札が終了した後、直ちに当該入札場所において、すべての入札参加業者の立会いの下で開札し、法人の入札執行担当職員が入札金額を読み上げる。

(ウ) 予め準備した予定価格等調書に記載された予定価格等との照合を行う。

(エ) 落札業者の決定等

a 予定価格と基準価格又は最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した業者を決定し、発表する。

b 落札となるべき同価の入札をした業者が複数ある場合には、直ちに当該入札業者にくじを引かせて落札者を決定する。何らかの理由により、当該入札業者がくじを引くことが出来ない場合には、当該入札事務に利害関係のない法人理事等が引くものとする。

c ただし、入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札の決定を保留し、基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

d 調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、理事会等で落札業者の決定後すみやかに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、その他の入札参加者全員に対しその旨を通知するものとする。

また、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合にあっては、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者と決定する。

○調査項目

- ・失格判断基準による判断
- ・その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収）
- ・手持工事の状況
- ・手持資材の状況
- ・資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ・労務者の具体的供給見通し
- ・過去に施工した公共工事名等及び工事成績
- ・経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）
- ・信用状態（建設業法違反の有無、貸金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
- ・その他必要な事項

(オ) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (8) 記名のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 入札書に添付して提出することが求められる工事費等の内訳書を提出しない者又は不備のある工事費等の内訳書を提出した者のした入札
- (12) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(9) 入札結果の報告・公表

- ア 入札を実施した後、速やかに入札が適切に行われた旨の立会人全員の自筆の署名とともに、入札結果を県に報告すること。(様式5、様式5-2)
- イ 法人において、入札結果を一般の閲覧に供すること。(様式5-2 県においても一般の閲覧に供する。)

(10) 契約の締結

- ア 工事請負契約の締結は、理事会の議決後速やかに行うこと。
- イ 請負業者に、一括下請は承諾しない旨通知すること。
- ウ 請負業者に役員名簿及び下請業者名簿を提出させること。
- エ 建築業者の決定届(様式6)、契約書の写し、工程表、請負業者の役員名簿(様式自由)及び下請業者名簿(様式7)を県に届出すること。(下請業者名簿はそのつど届出すること。)

(11) 談合情報への対応

法人が、入札についての談合情報に係る通報を受けた場合には、別に定める「社会福祉施設整備に係る談合情報対応マニュアル」に基づき対応をすること。

3 適正な工事監理の実施

建設工事の適正な実施を確保するため、法人は、工事監理者に対し適切な工事監理を行うよう指導しなければならない。

- (1) 工事内容に応じた適正な設計変更を行うこと。
- (2) 施設整備の全工程において、適切に工事関係書類(特に工事写真)を整備すること。

4 中間検査・完了検査の実施

県は、工期の中間時点及び竣工時点において実地検査を実施する。

中間検査では入札関係書類、工事請負契約書や設計図書の内容及び設計図書どおりの施工が行われていること等を、完了検査では実績報告どおりの施工が行われていること及び建築基準法や消防法等他法令による許可の状況等を確認する。

5 理事会の議決と県への報告を必要とする事務(まとめ)

事務	理事会の議決	県への報告
1(4) 設計業者の決定	○	○ 様式1
2(2) 入札参加資格の決定	○	—
2(3)ウ 入札参加業者の募集公告	○	○ 様式2
2(4)ア 入札参加業者名簿(案)	—	○ 様式3
2(4)イ 入札参加資格の審査	○	—
2(4)エ 入札参加業者の決定	○	○ 様式4
2(7) 入札参加業者への説明	○	—
2(8) 入札の実施	—	—
2(9) 入札結果の報告・公表	—	○ 様式5
2(10) 契約の締結	○	○ 様式6、7
2(11) 談合情報への対応	—	○ 談合マニュアルによる

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日以後に整備を行う事業から適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 20 年 4 月 1 日以後に施設整備を行う事業から適用する。
- 2 この基準の施行の際、既に着手済みの事業にあつては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 24 年 4 月 1 日以後に施設整備を行う事業から適用する。
- 2 この基準の施行の際、既に着手済みの事業にあつては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 8 月 1 日以後に施設整備を行う事業から適用する。
- 2 この基準の施行の際、既に着手済みの事業にあつては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日以後に施設整備を行う事業から適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 28 年 6 月 1 日以後に施設整備を行う事業から適用する。
- 2 この基準の施行の際、既に着手済みの事業にあつては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 28 年 8 月 1 日以後に施設整備を行う事業から適用する。
- 2 この基準の施行の際、既に着手済みの事業にあつては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 7 月 1 日以後に施設整備を行う事業から適用する。
- 2 この基準の施行の際、既に着手済みの事業にあつては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 31 年 4 月 1 日以後に施設整備を行う事業から適用する。
- 2 この基準の施行の際、既に着手済みの事業にあつては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 8 月 1 日以後に施設整備を行う事業から適用する。
- 2 この基準の施行の際、既に着手済みの事業にあつては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和 2 年 5 月 1 日以後に施設整備を行う事業から適用する。
- 2 この基準の施行の際、既に着手済みの事業にあつては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和 3 年 4 月 1 日以後に施設整備を行う事業から適用する。
- 2 この基準の施行の際、既に着手済みの事業にあつては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和 4 年 3 月 1 日以後に施設整備を行う事業から適用する。
- 2 この基準の施行の際、既に着手済みの事業にあつては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和 4 年 5 月 1 日以後に施設整備を行う事業から適用する。
- 2 この基準の施行の際、既に着手済みの事業にあつては、なお従前の例によることができるものとする。

設計業者の決定（届出）

愛知県福祉局〇〇〇〇課長殿

法人名
代表者名

設計業者が決定したので、下記のとおり届出します。

施 設 名 称	
施 設 種 別	
契 約 方 法	1.一般競争入札 2.指名競争入札 3.随意契約 4.プロポーザル方式
随意契約の 場合の理由	
委 託 内 容	1.基本設計 2.実施設計 3.施工監理
予 定 価 格	円(税抜き)
契 約 金 額	円（うち取引にかかる消費税額 円）
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
契 約 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
契 約 業 者	
法人との特殊 関係の有無	1. 無 2. 有（その内容 ）
法人での過去 の 実 績	

（添付資料）

1. 契約方法・契約業者を決定した理事会の議事録
2. 競争入札を実施した場合は入札調書

（注）「法人との特殊関係の有無」とは次の場合をいう。

理事長及び理事の6親等以内の血族、配偶者等、
租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある者」かどうか

様式 2

令和 年 月 日

入札参加業者募集の公告事項（届出）

愛知県福祉局〇〇〇〇課長殿

法人名

代表者名

入札参加業者募集の公告事項を、下記のとおり届出します。

施 設 名 称	
施 設 種 別	
入札に参加する際に必要な資格	
入札参加申請書の配布場所	
入札参加申請書の提出先	
入札参加申請書の受付期間	
入札の場所及び日時	
その他必要な事項	
公告の方法	

（添付資料）

公告の記載事項を決定した理事会の議事録

工 事 名			
			(単位：円)
		直接工事費	
		共通仮設費（率分）	
		共通仮設費計	
		純工事費計	
		現場管理費	
		工事原価	
		一般管理費等	
本工事費			
		直接工事費	
		共通仮設費（率分）	
		共通仮設費計	
		純工事費計	
		現場管理費	
		工事原価	
		一般管理費等	
付帯工事費			
工事費計			
消費税及び地方消費税の額			
事業費			

入札結果報告書

愛知県福祉局〇〇〇〇課長殿

法人名
代表者名

入札の結果については、下記のとおりです。

工 事 名			工 事 場 所		
施 設 種 別					
入 札 月 日					
入 札 場 所					
予 定 価 格	円 (税抜き)		基 準 価 格 又は最低制限価格	円 (税抜き)	
落 札 価 格	円 (税抜き)				
入札者氏名	入札書記載金額 (税抜き)		落札者(○印)	摘 要	
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				

上記の入札は、適正に行われました。

立会人職氏名 _____

(注) 「摘要」欄には入札無効の理由、低入札価格調査を実施した場合の結果及び落札日等を記載する。

入札結果（公表）

法人名
代表者名

入札の結果については、下記のとおりです。

工 事 名		工 事 場 所	
施 設 種 別			
入 札 月 日			
入 札 場 所			
予 定 価 格	円（税抜き）	基 準 価 格 又は最低制限価格	円（税抜き）
落 札 価 格	円（税抜き）		
入札者氏名	入札書記載金額 （税抜き）	落札者(○印)	摘 要
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		

建築業者の決定（届出）

愛知県福祉局〇〇〇〇課長殿

法人名
代表者名

建築業者が決定したので、下記のとおり報告します。

施 設 名 称		
施 設 種 別		
契 約 状 況		
業 者	名 称	
	所 在 地	
契 約 年 月 日		令和 年 月 日
契 約 金 額		円（うち取引にかかる消費税額 円）
工 期		令和 年 月 日～令和 年 月 日
入 札 結 果 の 公 開 状 況	公 開 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	公 開 方 法	
	公 開 場 所	

(別添資料)

1. 契約書の写し
2. 工程表
3. 請負業者の役員名簿（様式自由）

雇 児 発 第 4 8 8 号
社 援 発 第 1 2 7 5 号
老 発 第 2 7 4 号
平成 1 3 年 7 月 2 3 日
(最終改正平成 30 年 3 月 30 日)

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び
社会福祉施設に対する指導監督の徹底について

社会福祉法人(以下「法人」という。)及び社会福祉施設(以下「施設」という。)に対する指導監督については、厚生省内に設置した「施設整備業務等の再点検のための調査委員会」において、法人及び施設の指導監督等に係る業務の適正化を図るための改善措置等について検討した結果に基づいて、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成9年3月28日社援企第68号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。)により改善策等をお示ししてきたところであります。

今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)等関係通知の改正等を踏まえ、旧通知を廃止し、新たに下記のとおり定めることといたしましたので、当該通知を踏まえ、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、2、4及び5(3)～(5)を除き地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

記

1 法人認可に係る審査について

(1) 法人の認可申請の審査に当たっては、「社会福祉法人の認可について」

(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)等に基づき、特に資金計画、理事会の構成等について厳格な審査を行われたいこと。

特に、同一人物が複数の法人を設立しようとする場合には、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等につき、十分な審査を行われたいこと。

(2) 法人の審査に当たっては、施設整備を優先するあまり法人認可の審査がおろそかになることはあってはならず、施設整備の必要性から離れて独自の判断による審査を行うよう留意されたいこと。このため、施設整備担当以外の関係課、部局を加えた庁内審査会を設置するなど、内部けん制機能を確保した合議制による審査体制により、的確な審査を行われたいこと。

なお、施設整備に係る国庫補助協議(厚生労働省子ども家庭局及び老健局が所管する交付金に係る協議を含む。以下同じ。)に当たっては、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

(3) 国庫補助金(厚生労働省子ども家庭局及び老健局が所管する交付金を含む。以下同じ。)及び(独)福祉医療機構の融資を受けて施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該国庫補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行われたいこと。

このため、従来、(独)福祉医療機構の融資については国庫補助金内示後に融資申込を受け付け、審査を実施していたが、今後は、法人を新設して施設整備を行うものであって、毎年1月末日までに国庫補助協議申請と併せ、都道府県市の意見書を添えて機構融資の申込を行った案件については、国庫補助協議と並行して融資審査を実施し、都道府県市における法人の認可及び国における補助事業の決定との連携を図ることとしていること。この並行審査の実効を期すため、国庫補助協議を行うことが確実に見込まれる案件については、前年の10月以降順次融資申込を行うこと(この場合、意見書の提出は1月末日までに行うこと)。

なお、厚生労働省子ども家庭局及び老健局が所管する交付金の対象施設のうち、法人を新設して施設整備を行うものについては、都道府県市において、(独)福祉医療機構及び市区町村(市区町村の整備計画に基づく交付金の場合に限る。以下同じ。)と連携を図ること。(4) (1)～(3)については、民間公益補助事業による施設整備についても、原則として同様の取扱いとすることが適当であること。

2 施設整備に係る審査等について

(1) 施設整備に係る国庫補助協議に際しては、毎年国が示す協議基準にのっとり、十分な審査を経て行われたいこと。

(2) 国庫補助協議の対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性等について、施設整備の担当課や部局のみの審査によらず、関係他課、他部局の参加、地方社会福祉審議会の活用等合議制による審査を実施されたいこと。

なお、国庫補助協議については、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

(3) 協議対象施設の選定が偏っていないか、既存の施設に比べ新設の法人が不当に有利な扱いになっていないか、行政関係者が関わっている施設が優先されているのではないか等の疑惑を招くことがないように、適正かつ公平な審査の実施に努められたいこと。

(4) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県及び市区町村において、設置主体の名称及び事業計画(施設名称、施設種別、定員、工事区分)の公表を行われたいこと。

また、新たに法人を設立して整備する施設については、設立準備委員会の名称に加え、役員就任予定者も公表すること。また、設置主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の名称も公表すること。

(5) (1)～(4)については、民間公益補助事業による施設整備についても同様の取扱いとすることが適当であること。

3 法人に対する指導監督の徹底について

(1) 指導監査は、施設又は事業(以下「施設等」という。)の指導監査と並行して実施するよう努められたいこと。

(2) 指導監査は、一般監査と特別監査とし、その実施方法は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)によること。

(3) 指導監査の所管が複数の課にまたがる場合は、総合調整部門を設け、

統一された方針の下に指導監査を実施されたいこと。

(4) 指導監査担当職員の確保及び当該職員の研修の充実等人的体制の強化について格別の配慮をされたいこと。

(5) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われたいこと。

特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、各会計年度の審査はもちろんのこと、経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。

(6) 一般監査の結果是正改善を必要とする場合は、個別的にその事実の発生原因の究明を行うとともに、是正改善すべき内容を文書により指導し、その是正改善状況を確実に確認されたいこと。

なお、いわゆる不祥事案が発生した場合には、速やかに特別監査を実施し、当省との連絡を密にし、迅速に善後策を講じられたいこと。

(7) 指導監査に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。

ア 利用者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営態度が見られる場合には、措置権者等の協力を得て、新規入所の停止又は利用者の他の施設への措置替え等を行うこと。

イ 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。

ただし、遡及適用は行わないこと。

ウ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号・社援発第 0312001 号・老発第 0312001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）及び「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号・雇児発 0903 第 6 号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。

(8) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、(7) による制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。

(9) 法人の理事長等に対する研修会等の機会をも積極的に活用して、指導の強化を図られたいこと。

4 施設等に対する指導監督の徹底について

- (1) 施設等の指導監査は、適正な施設等の運営を確保する見地から、利用者の処遇面、経営面、施設設備等事業運営の全般にわたって行うことを目的とするものであり、単なる経理の指導監査や形式的な指示指摘にとどまる指導監査であってはならないものであること。

特に、経理及び利用者の処遇等に関する指導に当たっては、個々の事業者の経営努力、特殊事情等をも勘案し、機械的、画一的指導に陥ることなく円滑な運営の確保を図ることに意を用いること。

- (2) 道府県所管法人が指定都市又は中核市において施設等を経営している場合における施設等の指導監査にあつては、法人の指導監査を行う道府県と十分連携を行い実施すること。また、市(指定都市及び中核市を除く。)所管法人が施設等を経営している場合も、都道府県における施設等の指導監査にあつては、法人の指導監査を行う市(指定都市及び中核市を除く。)と十分連携を行い実施すること。

なお、厚生労働省所管法人の場合においても同様に十分連携を行われない。

- (3) 指導監査を行う施設等が衛生部(局)等の他部(局)の監督下にある場合には、当該部(局)との緊密な連携の保持に配慮されたいこと。
- (4) 3(3)~(4)、及び(6)~(8)については、施設等の指導監査についても同様の取扱いとされたいこと。

5 指導監督上の留意事項について

(1) 法人の役員等

ア 法人の理事会はその運営の適否を左右する最も重要な機関であることから、定款の定めに従って適正な運営がなされ、議決事項について実質的な審議が行われるよう指導の徹底を図られたいこと。

イ 法人の公共性を確保するとともに、その適正な運営がなされるよう、法人の役員を選任に際し、各役員について親族等の特殊の関係にある者が関係法令等に定める数を超えて就任しないよう指導の徹底を図られたいこと。

ウ 法人の監事は監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、関係法令等に定める要件を満たす者から選任され、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45条の18に定める職務を行うに当たってその独立性が確保されるよう指導の徹底を図られたいこと。

(2) 施設整備関係

ア 無理な資金計画が不祥事案につながるケースが多いので、施設整備計

画を認める際に十分に審査を行うことはもとより、整備後においても資金計画の履行状況を常に把握し、不十分な点がある場合には、改善されるまで施設設置の認可を保留するなどその都度強力な指導を行われたいこと。

特に寄附金に係る資金計画については、その履行状況を十分点検する必要があること。また、指定寄附金の適正な審査が行われるよう、各都道府県共同募金会に対し必要な指導及び協力を行われたいこと。

イ 建設業者からのリベートや二重契約は絶対に避けなければならないことはいうまでもない。したがって、施設建設工事に係る契約手続については、都道府県市が行う公共事業の扱いに準じて適切に行うとともに、あらかじめ都道府県市に入札参加業者を届け出るよう指導し、届出のあった業者について工事実績等に不適切な点があれば法人に適切な助言を行われたいこと。

なお、社会福祉施設の整備を行う法人が、国庫補助事業を行うために契約を締結した相手方（以下「建設請負業者等」という。）から多額の寄附を受けることについては、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されているのでこの点に留意すること。

また、法人が建設工事契約を締結した場合には、その内容について報告を求め、不正の点がないか確認されたいこと。

さらに、施設建設工事に係る契約において、一括下請負契約は妥当ではなく、国庫補助の対象としないこととしているので、特に留意すること。

ウ 入札を行う場合には、監事や、複数の理事（理事長を除く）及び評議員を立ち合わせるよう指導されたいこと。

この場合、地元市町村職員の立ち会いを求めることも適当であること。

入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額）を都道府県市に届け出るよう指導し、都道府県市において当該入札結果（入札金額を除く）を一般の閲覧に供されたいこと。また、法人においても入札結果を一般の閲覧に供するよう指導されたいこと。

エ 施設建設に当たり、当初計画に従った建設が進行しているか否かの実情を確認するため、建設工事中間時点及び工事完了時点において、工事監理者及び請負業者立会いのもとで、可能な限り公共事業担当部局との連携を図りつつ、市区町村と現地調査を行われたいこと。

また、併せて、工事の一部を下請業者が行う場合には、法人に対し、当該下請業者の商号又は名称その他必要な事項を確認するよう指導するとともに、都道府県及び市区町村においても、現地調査においてこれらを確認されたいこと。

オ アからエまでに規定する取扱いは、民間公益補助事業による施設整備

についても同様であること。

カ 事業規模の縮小（整備費等の減額）等（独）福祉医療機構借入金の限度額に変更が生じる場合があるので、事業完了時点における当初計画との突合等により事実把握に努めるとともに、あらゆる機会を通じて所要の届出を行うよう周知徹底を図られたいこと。

（３） 施設運営関係

ア いわゆる二重帳簿を作成し、又は証ひょう書類を改ざんするなどにより運営費を不正に使用するような事案が生ずることのないよう、会計諸帳簿と証ひょう書類を照合するとともに、必要な場合は取引先の確認を行われたいこと。特に、その際、職員給与と給与台帳との突合、購入物品との突合等に配慮すること。

また、会計責任者と出納職員との兼務を避け、内部けん制組織を確立するとともに、必要に応じ適宜監事に諸帳簿等を検査させるなどの内部体制の整備について指導を徹底されたいこと。

イ 運営費の管理については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実な方法により行うことが望ましく、価値変動の激しい財産、客観的な評価が困難な財産等が財産の相当部分を占めることのないよう指導されたいこと。

ウ 運営費の当該法人内の各サービス区分、本部のサービス区分又は収益事業等の特別会計への資金の貸借（保育所運営費については、『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」（平成27年9月3日府子第256号・雇児保発0903第2号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）問14の（答）により認められることとされているものに限る。）については、当該年度内に限って認められるものである旨指導されたいこと。

エ 物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているかを確認されたいこと。不適正な契約が行われている場合には、その是正について指導を徹底されたいこと。

オ 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額であるような場合は、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題が大きいと思料されるので、財源等の実態をよく把握し、その指導に万全を期されたいこと。

（４） 施設利用者等の処遇

ア 施設利用者の処遇は、利用者のおかれる個別的、客観的事情を十分考慮し、その特性に応じた個々の処遇方針の下に、適切、かつ、効果的に行われるよう指導すること。

イ 施設利用者の処遇は、利用者と施設職員との信頼関係を基調とするも

のであるから、相互の円滑な人間関係を確保するよう指導すること。

ウ 施設利用者の日常生活の指導等に当たっては、食事の内容、被服、保健衛生等への配慮はもとより、教養の向上、機能回復訓練、施設内作業、レクリエーション、その他余暇の善用等、豊かな生活を送らせるための配慮をさせるよう指導すること。

特に、給食を実施する場合については、栄養、カロリーの確保に留意し、特に栄養士の設置されていない施設については、所要カロリーが摂取されるよう指導すること。

エ 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、これを不正に使用するなどの事案が生ずることのないよう厳に指導されたいこと。

また、施設利用者からの預り金の適正な保管及び処理について十分点検されたいこと。

オ 障害者支援施設等施設利用者に作業指導、機能訓練等を行う施設にあつては、対象者の身体的機能及び能力、作業意欲等に応じた科目を選定し、効果ある指導、訓練が行われるよう配意すること。

また、この場合、作業設備の機械化に伴って作業中の事故が多くなっていることに鑑み、これが事故防止対策についても十分配意すること。

(5) 安全対策

火災等に対する災害事故防止については、施設利用者の特殊性に鑑み、その対策には特段の配慮が必要であるので、防災設備の点検整備はもとより、平素から所轄消防機関との連携を密にするとともに、火災の予防、避難訓練等を十分に行い、非常災害の際の利用者の安全対策に万全を期すよう指導すること。

(6) その他

ア 社会福祉法人会計基準制定の趣旨を徹底させるとともに、会計諸帳簿を整備し、適正かつ明確な会計事務処理が行われるよう繰り返し指導されたいこと。

イ 法人の理事長等が医療事業等他の事業を営んでいる場合、資金の混同等を生じるおそれがあるので、特に留意されたいこと。

ウ 資産管理の状態及び借入金の有無については、極力登記簿謄本による確認も行われたいこと。

エ 法人印及び代表者印の管理について、管理者が定められているなど管理が厳正に行われているかどうか十分に点検されたいこと。